

庁議（令和7年7月8日）結果について

- 1 開催日 令和7年7月8日（火）
- 2 場 所 庁議室
- 3 出席者 市長、今井副市長、津田副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 まちづくり政策部長、都市整備部長、土木部長、副病院長兼事務局長、
財政課長、人事労務担当課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長、職員課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項

（1）平塚市旅費支給条例の全部を改正する条例（案）について

概要	1 改正理由 国家公務員に準じて旅費の種目及び内容並びに旅費の支給を受けることができる者等を見直すため、この条例を全部改正する。 2 改正内容 （1）旅費の種目及び内容 ア 内容の変更 （ア）船賃及び航空賃 （イ）鉄道賃 （ウ）車賃 （エ）宿泊費 イ 新設（一部新設含む） （ア）包括宿泊費 （イ）宿泊手当 （ウ）転居費 （エ）着後滞在費 （オ）家族移転費 （2）旅費の支給対象の見直し 3 施行日 令和8年4月1日
結果	審議の結果承認された。

（2）平塚市一般職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	1 改正理由 国家公務員に準じて、仕事と育児や介護の両立を支援するため、職員への意向確認等や勤務環境の整備に関する規定を整備する。 2 改正内容 （1）妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等 本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員や3歳に満たない子を養育する職員に対し、育児に関する休暇制度等の情報提供やそれらの利用に係る意向確認を行う。 （2）家族の介護に直面した旨の申出をした職員等に対する意向確認等 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対し、介護に関
----	--

	する休暇制度等の情報提供やそれらの利用に係る意向確認を行う。 (3) 勤務環境の整備 仕事と介護を両立するための休暇制度等について、職員に対する研修の実施や相談体制を整備する。 3 施行日 令和7年10月1日
結果	審議の結果承認された。

(3) 平塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(案)について

概要	1 改正理由 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充するため規定を整備する。 2 改正内容 育児を行う職員の仕事と家庭生活の両立を支援するため、現行の1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる形態に加え、1年につき10日相当の範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことができる形態を新たに設ける。 職員はいずれかの形態を選択可能とする。 3 施行日 令和7年10月1日
結果	審議の結果承認された。

(4) 平塚市民病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(案)について

概要	1 改正理由 部分休業制度の一部改正に伴い、減額する範囲を拡充するため、必要な規定を整備する 2 施行日 令和7年10月1日
結果	審議の結果承認された。

(5) シャトルバス(神田地区～市民病院)の再編について

概要	本市が神奈川中央交通(株)に委託運行しているシャトルバス(神田地区～市民病院)は、運行開始(平成17年1月)から20年が経ち、市民の生活形態や地域をとりまく環境が変わってきている。特に運行当初、医療機関が無かった神田地区については、令和5年にオープンした大型商業施設内に小児科・眼科・歯科が開院、令和7年3月には相模小学校東側に内科が開院している。また、平成29年の済生会平塚病院の宮松町移転により、神田地区から路線バスで乗り継ぎなく総合病院に行くことができるようになっている。 さらに、令和7年3月に策定した「平塚市立地適正化計画」では拠点間のアクセスの確保や東西方向の移動の利便性向上のため、交通ネットワークの構築を目指すことを掲げている。これらを踏まえ、運行ルートの時勢にあった形「交通結節点を東西につなぎ、公共施設へ導く便」に再編する。
結果	審議の結果承認された。

(6) 旭地区第2次住居表示整備事業の実施に伴う関係条例の整理に関する条例
(案) について

概要	令和7年10月14日の旭地区第2次（徳延・纏・河内）住居表示の実施に伴い、当該地区内に所在する施設の位置等の表記が変更となるため、表記を整理する条例を令和7年9月議会に上程する。 ○対象条例：平塚市放課後児童クラブ条例、平塚都市計画下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金条例、平塚市立の学校の設置に関する条例、平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例、平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例 ○施行日：令和7年10月14日
結果	審議の結果承認された。

(7) 湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業譲渡変更契約の締結について

概要	工事を進めている海辺の総合公園「HIRATSUKA SEA TERRACE（ひらつかシーテラス）」について、地中の支障物による下水道推進工法の変更等や、物価変動等によるインフレスライドへの対応が必要となったことから、変更契約を締結する。 (1) 主な追加工事・工事の変更内容 ・下水道推進工事の工法変更 ・既設プールの構造物の解体撤去 等 (2) 変更金額 <table> <tr> <td>変更前</td> <td>1, 577, 173, 400円</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>1, 623, 964, 870円</td> </tr> <tr> <td>増額金額</td> <td>46, 791, 470円</td> </tr> </table>	変更前	1, 577, 173, 400円	変更後	1, 623, 964, 870円	増額金額	46, 791, 470円
変更前	1, 577, 173, 400円						
変更後	1, 623, 964, 870円						
増額金額	46, 791, 470円						
結果	審議の結果承認された。						

(8) 令和6年度平塚市下水道事業決算に係る利益の処分について

概要	令和6年度平塚市下水道事業決算に係る利益の処分については、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づく議会の議決が必要のため、庁議に付議する。
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

(1) 令和6年度平塚市下水道事業決算の概要について

概要	令和6年度の下水道事業決算では、2億3860万1千円の当年度純利益を計上した。また、現金預金残高は期首から5億1503万6千円減の38億8812万5千円となった。
----	---

(2) 令和6年度一般会計・特別会計歳入歳出決算等の概要について

概要	会計管理者から歳入歳出決算等の資料提出があったので報告するものである。一般会計をはじめ、全ての特別会計が黒字決算となった。
----	---

(3) 令和6年度平塚市病院事業決算の概要について

概要	病院事業会計は、6億3920万4千円の当該年度純損失となった。
----	---------------------------------

以 上